

生駒市水道事業管理規程第6号

生駒市水道事業事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように公表する。

平成28年4月1日

生駒市水道事業管理者 古川文男

生駒市水道事業事務分掌規程の一部を改正する規程

生駒市水道事業事務分掌規程（昭和61年7月生駒市水道事業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第3条企画総務係の項中第18号を第19号とし、第6号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 水道水の利用促進に係る事業の企画、立案及び調整に関する事。

第3条営業係の項中第7号を第9号とし、第6号の次に次の2号を加える。

(7) お客様センターに関する事。

(8) 水道水の利用促進に係る事業の実施に関する事。

第4条管理係の項第8号中「工事費」を「給水装置工事検査手数料」に改める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。